

表4-1 複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患の労災補償状況

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
区 分	決定件数 注2	8 (6)	12 (3)	18 (8)	20 (7)	25 (6)
	うち支給決定 件数 注3	2 (1)	4 (0)	5 (1)	6 (2)	7 (1)
	[認定率]注4	[25.0%] (16.7%)	[33.3%] (0.0%)	[27.8%] (12.5%)	[30.0%] (28.6%)	[28.0%] (16.7%)
う ち 死 亡	決定件数	3 (1)	3 (0)	5 (1)	8 (3)	8 (1)
	うち支給決定 件数	1 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (1)	2 (1)
	[認定率]	[33.3%] (0.0%)	[33.3%] (0.0%)	[20.0%] (0.0%)	[37.5%] (33.3%)	[25.0%] (100.0%)

- 注 1 複数業務要因災害の請求は業務災害の請求と区別されずに行われることから、請求件数は区分して集計していない。
 2 決定件数は、当該年度中の支給・不支給決定件数の計であり、前年度以前に請求されたものについて決定した件数を含んでいる。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち「複数業務要因災害」と認定した件数である。
 4 認定率は、決定件数に占める支給決定件数の割合である。
 5 ()内は女性の件数で、内数である。なお、認定率の()内は、女性の決定件数に占める支給決定件数の割合である。
 6 複数業務要因災害に係る審査請求事案の取消決定等はない。

図4-1 複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患の決定及び支給決定件数の推移

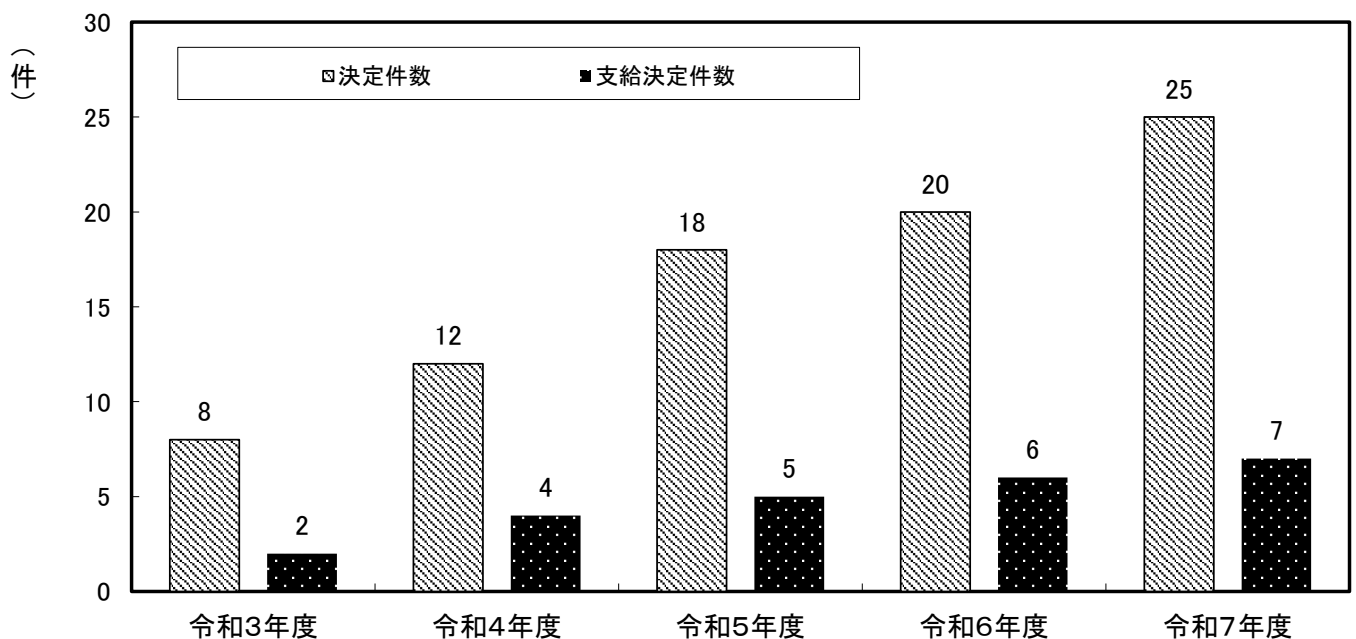


表4-2 複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患の年齢別決定及び支給決定件数

年度 年齢	令和6年度				令和7年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
19歳以下	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
20～29歳	1 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
30～39歳	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
40～49歳	5 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (3)	3 (1)	3 (1)	1 (1)
50～59歳	5 (2)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	7 (1)	2 (0)	2 (0)	1 (0)
60歳以上	7 (2)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	9 (2)	3 (0)	2 (0)	0 (0)
合計	20 (7)	8 (3)	6 (2)	3 (1)	25 (6)	8 (1)	7 (1)	2 (1)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表4-3 複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患の疾患別決定及び支給決定件数

年度 疾患別	令和6年度				令和7年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
脳血管疾患	14 (6)	4 (2)	4 (2)	1 (1)	16 (5)	2 (0)	5 (0)	1 (0)
虚血性心疾患等	6 (1)	4 (1)	2 (0)	2 (0)	9 (1)	6 (1)	2 (1)	1 (1)
合計	20 (7)	8 (3)	6 (2)	3 (1)	25 (6)	8 (1)	7 (1)	2 (1)

注 ()内は女性の件数で、内数である。

表4-4 複数業務要因災害に係る脳・心臓疾患の時間外労働時間別(1か月又は2～6か月における1か月平均)支給決定件数

年度 区分	令和6年度						令和7年度					
	評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計		評価期間1か月		評価期間2～6か月 (1か月平均)		合計	
	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡	うち死亡
45 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満	1 (0)	0 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	2 (1)	3 (1)	2 (1)
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
160 時 間 以 上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
その他 (短期間の過重業務)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	0 (0)	0 (0)
合 計	2 (1)	0 (0)	4 (1)	3 (1)	6 (2)	3 (1)	1 (0)	0 (0)	6 (1)	2 (1)	7 (1)	2 (1)

- 注 1 「評価期間1か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前1か月間の時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
2 「評価期間2～6か月」の件数は、脳・心臓疾患の発症前2か月間ないし6か月間における1か月平均時間外労働時間を評価して支給決定された件数である。
3 ()内は女性の件数で、内数である。
4 「評価期間1か月」については100時間未満、「評価期間2～6か月」については80時間未満で支給決定した事案は、以下の労働時間以外の負荷要因を認め、客観的かつ総合的に判断したものも含む。
勤務時間の不規則性(拘束時間の長い勤務、休日のない連続勤務、勤務間インターバルが短い勤務、不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務)、事業場外における移動を伴う業務(出張の多い業務、その他事業場外における移動を伴う業務)、心理的負荷を伴う業務、身体的負荷を伴う業務、作業環境(温度環境、騒音)